

# 登園許可書

園児名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日より登園を許可します。

備考

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

診断名に○をお願いします。

病名	登園のめやす	病名	登園のめやす
インフルエンザ A・B その他	発症した後5日間を経過し、 かつ、解熱した後3日経過 してから	流行性角結膜炎 (はやり目) ☆アデノウイルス	結膜炎の症状が消失 してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 適正な抗菌性物質製剤による 5日間の治療が終了している こと	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れが ないと診断してから
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから	結核	感染の恐れがなくなったと 認められてから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の 腫脹が発現した後5日を経過し かつ全身状態が良好になるまで	腸管出血性大腸菌 感染症(O-157等)	医師の感染の恐れが ないと判断してから
風疹(三日はしか)	発疹が消失してから	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師が感染の 恐れがないと認めてから
水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化(かさぶた) してから	咽頭結膜熱 (プール熱) ☆アデノウイルス	主な症状が消失して2日を 経過するまで
※溶連菌感染症	解熱し抗菌薬内服後1日を 経過していること	※マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まって いること
※感染性胃腸炎 <small>ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等</small> ☆アデノウイルス	嘔吐下痢の症状が治まり 普段の食事がとれていること	※細気管支炎 (RSウイルス・ヒトメタ ニューモウイルス感染症 等)	重篤な呼吸器症状が消失し 全身状態が良いこと
その他 ( )	罹患している疾病において、 医師が感染の恐れがないと 判断してから		

☆アデノウイルス感染症は、咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・感染性胃腸炎など様々な症状があるため、  
診断名を確認しましょう。

※マークの疾患につきましては、感染症対策ガイドライン(2018年)より、意見書が必ず必要なものではありませんが、  
集団で生活する保育所内で周囲への感染拡大を防止する観点からサインにご協力お願い致します。

上記の児童について登園許可をお願いいたします。